

おわりに

最後に、平成19年度の委員会の活動を通じて明らかになった、電気通信分野の紛争処理に関する留意事項について付言する。

- ・平成19年度において、委員会が処理したあっせん事案は2件であったが、電気通信事業者へのヒアリング等において、電気通信市場が急速に変化する中で、新たな紛争の可能性があることも確認されたところであり、引き続き委員会の認知度・利便性の向上に努めることが重要である。
- ・平成20年4月から開始される無線局の開設等に関するあっせん・仲裁手続きについて、円滑な施行に向け準備作業を行ってきたが、これまでの委員会の利用者とは異なる者が利用者に含まれることから、広く周知活動を行うことが重要である。
- ・電気通信事業の規制が事前規制から事後規制に移行する中で、事後規制の行政処分（例えば、指定電気通信設備の接続約款の変更命令）の発動の基準が可能な限り明らかにされることは紛争の未然防止という意味で有益である。
- ・事業者間接続等に係る債権保全措置については、平成18年12月に総務省においてガイドラインを策定している。同ガイドラインにも記述されているとおり、過剰な債権保全措置は新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因にもなりうることから、競争促進の観点から債権保全措置の実際について注視していく必要がある。
- ・現在、大臣部局の行う裁定による紛争解決制度と当委員会の行うあっせん・仲裁制度は、制度的には一応切り離されており、申請者が選択を行う制度となっている。しかし、裁定の申請がなされたものであっても、あっせん・仲裁による紛争解決にふさわしい事案もあり、これらについては、あっせん・仲裁を勧奨するなど、両手続の有機的連携を図ることも一案と考えられる。

これらの事項については、平成20年度以降、委員会の活動を通して対応を検討していくが、大臣部局におかれても政策展開に際して留意されることが望まれる。